

野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月17日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第44号

野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和39年野田市条例第1号）
の一部を次のように改正する。

第2条の表野田市立関宿南部幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。